

平成29年度 事業報告書

平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで

特定非営利活動法人多摩東成年後見の会

1 事業実施の成果

- (1) 法人後見事務においてはチームの連携を密にし、本人に寄り添いその意思を尊重し、市民後見人として特に身上監護を重視した見守り。親族や監督人との意思疎通を心掛け、信頼関係の構築に努めた。受任した法定後見人(被保佐人90歳独居男性と被後見人80歳女性)及び任意後見契約の83歳女性は開始後2年経過もあり、日常生活も落ち着き深刻な問題行動となる事柄は無く過ごされている。
- (2) 昨年加入の任意後見契約締結者は、任意後見制度の説明や今後の制度利用の実践として講演に参加し、制度の説明と啓発、新規受任活動への法人活動に協力戴いている。
- (3) 今期はShinjoプロジェクト及びオラクルプロジェクトの助成金が決定したが、H29年度分は双方とも講習会を年度内には実施できず、H30年2～3月実施となった。今期の講習会実施はオラクルプロジェクトH28年度分3月実施分のみとなった。
- (4) 会員のスキル向上のため、東大後見人養成講座フォローアップ研修や他の団体の講習会に参加し知識の習得と共に定例会での発表により研修内容の共有を図った。
- (5) 新規受任0件、新規会員の加入2件、退会者1件、体調不良等休会者2名の異動。引き続き勧誘する。

(1) 特定非営利事業に関わる事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
(1) 法定後見の受任事業	①任済み被保佐人への後見活動	1～12月	被保佐人の居宅	2人	小金井市1人	123
	②受任済み被後見人への後見活動	1～12月	被後見人の居宅	2人	小金井市1人	129
	③新規受任者	随時実施	三鷹/小金井			0
(2) 任意後見の受任及び生活支援事業	①任意後見委任者への見守り活動	1～12月	委任者の自宅	2人	三鷹市1人	45
	②任意後見委任者と共に活動	1～12月	法人活動と共	1人	三鷹市1人	0
	③新規利用者開拓	1～6月	三鷹市			0
(3) 後見制度の啓発及び市民後見の利用相談事業	①a)オラクルプロジェクトの実施	講演会3月	三鷹市	4人	市民等30人	61
	b)shinjoプロジェクトの実施	講習会(H30年実施)	小金井市			0
	c)大館市プロジェクト	講演会11月	大館市	2人	市民25人	61
	d)講師派遣	7月	駒沢大学	2人	学生50人	3
②利用相談会の実施	3・12月	小金井市及び三鷹市	15人	市民等多数	36	
(4) 市民後見人の養成事業(含 会員研修)	①マイノート指導員養成(3日)	4～12月	三鷹市・大館市・小金井市	5人	当会員5名	5
	②任意後見人養成(3日)	4～12月	三鷹市・大館市・小金井市	6人	当会員6名	6
	③後見事務研修(3日)	4～12月	三鷹市・大館市・小金井市	1人	当会員5名	24
(2) その他の事業	なし					